

**労働者確保に要する間接費の設計変更
運用マニュアル**

**平成 25 年 3 月
青森県 県土整備部**

1. はじめに

本試行は、平成 24 年度補正予算等の執行に伴う工事において、今後の工事の本格化に伴って労務市場が逼迫し、宿泊費や労働者の赴任手当など地域外からの労働者確保が必要になる場合が想定されることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合、必要となる費用について設計変更により対応可能とするものである。

2. 試行対象工事

本試行の対象工事は、以下の工事とする。

- 1) 平成 25 年 4 月 1 日以降公告または指名通知する工事。
- 2) 平成 25 年 4 月 1 日以降に変更契約する工事。

なお、土木工事標準積算基準（共通編）に記載されている工種区分以外を使用する工事へは適用しない。

3. 設計変更の対象費

「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という）について、設計変更の対象とする。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

構成費目		率分に含まれる主な項目
営繕費	借上費	・建物を建築する代わりに貸ビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用
	宿泊費	・労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	労働者送迎	・労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）
現場管理費 (労務管理費)	募集・解散費	・労働者の赴任手当、帰省旅費及び解散手当
	賃金以外の食事・通勤等に要する費用	・労働者の早出、残業時の食事費（事業主負担分）、食事補助費 ・支給した交通費 労働者の住居から、会社又は現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当 遠隔地での工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に

		当たる手当
--	--	-------

4. 入札公告等による入札参加者への周知

本試行の対象工事であることを記載し、入札参加者へ周知する。

<入札広告文・入札説明書への記載例>

本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

5. 特記仕様書への記載

特記仕様書に本試行の対象工事であることを明示する。

<記載例>

10.その他-18 労働者確保に要する間接費の設計変更

1.本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。)

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2.受注者から協議があった場合、発注者は工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。

3.受注者は、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。

4.最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書(様式2)及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

5.受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

6.実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

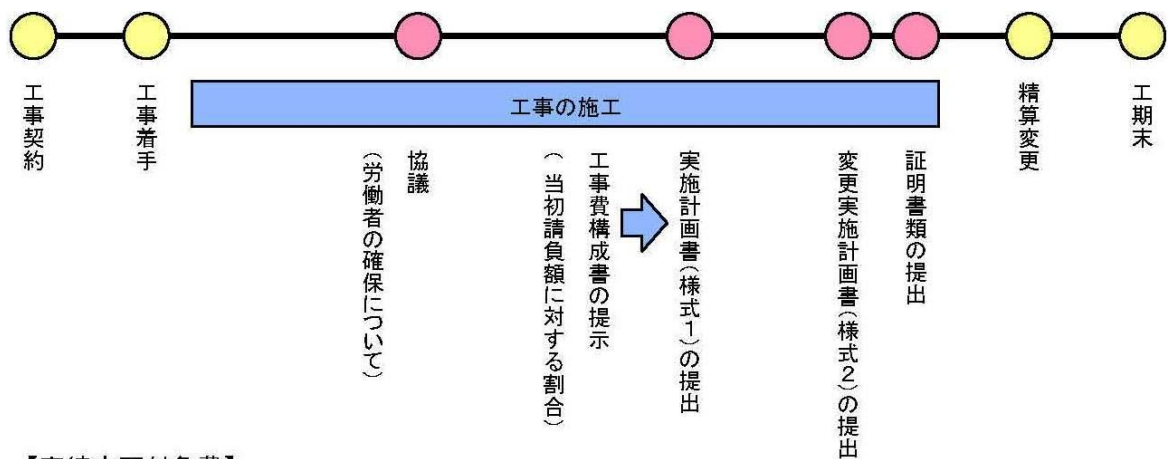
7.受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

8.疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 契約中の工事の対応

契約中の工事については、速やかに「5. 特記仕様書への記載」の内容について、監督職員が受注者に対し指示を行うとともに、指示後10日以内に工事費構成書にて当初の共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示する。

7. 本試行の契約後の流れ



【実績変更対象費】

構成費目		率分に含まれる主な項目
営繕費	借上費	建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用等
	宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送を要するために要した費用
現場管理費	労務管理費	募集・解散費、賞金以外の食事・通勤等に要する費用

精算変更時に、証明書類の妥当性が確認できれば、実績変更を実施する

- 1) 受注者は、発注者が提示した割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。
 （既契約の工事に追加する場合は、前項により実績変更対象費の割合の提示を受けた後、速やかに実施計画書（様式1）を作成し、監督職員に提出するものとする。）
- 2) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合

は、変更実施計画書（様式2）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

なお、受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

- 3) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書（様式1）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- 4) 港湾請負工事積算基準を適用する場合の実績変更対象費の割合は、別途協議によるものとする。

8. 精算変更

- 最初に、標準積算基準に基づき共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を算出する。
- 工事費構成書で提示した割合を用いて実績変更対象費の発注者側の金額を算出する。
- 受注者から提出された実施計画書（様式1）及び変更実施計画書（様式2）から、実績変更対象費の受注者側の金額を算出する。
- 実績変更対象費の発注者側の金額と受注者が実際に要した金額（証明書類の提出があった金額の合計）を用いて、実績変更対象費の積上げ額を算出する。

その際、「実績変更対象費の官側の積算額と積上げ額の計」が「受注者が提出した実績変更計画書の額」を超えないものとする。

様式 1

実績変更対象費に関する実施計画書

費目		費用	内容	計上額
共通 仮設費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用	
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）	
	小 計			
現場 管理費	労務 管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の早出・残業時の食事費（事業主負担分）、食事補助費、支給した交通費（注1）	
	小 計			
合 計				

(注1) 支給した交通費とは

- ・労働者の住居から、会社又は現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当
- ・会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当
- ・遠隔地の工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費目		費用	内容	当 初 計上額	変 更 計上額	差 額
共通 仮設 費	営繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要した地代及 び建物を建築する代わりに貸 しビル、マンション、民家等 を長期借上げした場合に要し た費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に 宿泊した場合に要した費用			
		労働者 送迎費	労働者をマイクロバス等で 日々当該現場に送迎輸送（水 上輸送を含む）をするために 要した費用（運転手賃金、車 両損料、燃料費等含む）			
	小 計					
現場 管理 費	労務 管理 費	募集及 び解散 に要す る費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以 外 の食 事、通 勤等に 要する 費用	労働者の早出・残業時の食事 費（事業主負担分）、食事補 助費、支給した交通費（注 1）			
	小 計					
合 計						

(注 1) 支給した交通費とは

- ・労働者の住居から、会社又は現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当

- ・会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当
- ・遠隔地の工事等で、労働者個人が立替払いした旅費の支弁に当たる手当